

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和2年10月)

(下線の部分は改定部分)

<p>&lt; 改正後 (令和2年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 現 行 (令和元年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 備 考 &gt;</p>
<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総 則</b>  <b>第1節 総 則</b>  <b>1-1-1 適 用</b>                      1. ～5. [略]                      6. 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第28条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。                      7. ～8. [略]</p> <p><b>1-1-2 用語の定義</b>                      共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。                      (1)～(16) [略]                      (17)「監督職員」とは、契約書第10条第1項の規定に基づき発注者が契約の適正な履行を確保するため定めた者をいう。                      (18)「検査員」とは、契約書第34条第2項の規定による工事検査を行うため発注者が定めた者をいう。                      (19)～(25) [略]                      (26)「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、Eメールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。                      なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。                      (27)～(31) [略]                      (32)「工事検査」とは、検査員が契約書第34条及び第42条に基づいて給付の確認を行うこと、並びに契約書第33条に基づいて工事の実施状況の確認を行うことをいう。                      (33)～(34) [略]                      (35)「JIS規格」とは、日本産業規格をいう。</p> <p><b>1-1-3 設計図書の照査等</b>                      1. [略]                      2. 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。                      なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。                      また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第20条に基づき監督職員からの指示によるものとする。                      3. [略]</p> <p><b>1-1-4 [略]</b></p> <p><b>1-1-5 施工計画書</b>                      1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。                      [中略]                      2. ～3. [略]</p> <p><b>1-1-6 ～ 1-1-7 [略]</b></p> <p><b>1-1-8 監督職員</b>                      1. 契約書の規定に基づき発注者が監督職員に委任した権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。                      2. [略]</p>	<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総 則</b>  <b>第1節 総 則</b>  <b>1-1-1 適 用</b>                      1. ～5. [略]                      6. 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第26条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。                      7. ～8. [略]</p> <p><b>1-1-2 用語の定義</b>                      共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。                      (1)～(16) [略]                      (17)「監督職員」とは、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が契約の適正な履行を確保するため定めた者をいう。                      (18)「検査員」とは、契約書第32条第2項の規定による工事検査を行うため発注者が定めた者をいう。                      (19)～(25) [略]                      (26)「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、Eメールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。                      なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。                      (27)～(31) [略]                      (32)「工事検査」とは、検査員が契約書第32条及び第39条に基づいて給付の確認を行うこと、並びに契約書第31条に基づいて工事の実施状況の確認を行うことをいう。                      (33)～(34) [略]                      (35)「JIS規格」とは、日本工業規格をいう。</p> <p><b>1-1-3 設計図書の照査等</b>                      1. [略]                      2. 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。                      なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。                      また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条に基づき監督職員からの指示によるものとする。                      3. [略]</p> <p><b>1-1-4 [略]</b></p> <p><b>1-1-5 施工計画書</b>                      1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。                      [中略]                      2. ～3. [略]</p> <p><b>1-1-6 ～ 1-1-7 [略]</b></p> <p><b>1-1-8 監督職員</b>                      1. 契約書の規定に基づき発注者が監督職員に委任した権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。                      2. [略]</p>	

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和2年10月)

(下線の部分は改定部分)

<p>&lt; 改正後 (令和2年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 現 行 (令和元年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 備 考 &gt;</p>
<p><b>1-1-9 現場技術業務における現場代理人</b>                      受注者は、設計図書で公団等に委託した現場代理人の配置が示された場合には、次によらなければならない。                      (1) 現場代理人等が監督職員に代わり現場で立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。                      ただし、現場代理人は、契約書第10条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。                      (2)・(3) [略]</p> <p><b>1-1-10 主任技術者等の資格</b>                      1. 受注者は、契約書第11条第1項に規定する技術者として、当該工事の業種に対応する技術者要件を満たす主任技術者を配置しなければならない。                      2. ～5. [略]</p> <p><b>1-1-10-2 監理技術者</b>                      工事請負契約書第11条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第4項に定められたものを選任しなければならない。なお、監理技術者資格証の写しを添付するものとする。                      (注) 監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事以外で下請契約の合計が4,000万円以上の工事である。</p> <p><b>1-1-10-3 ～ 1-1-12 [略]</b></p> <p><b>1-1-13 工事の下請負</b>                      1. [略]                      (1)・(2) [略]                      (3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。  <u>なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</u>                      (4) 下請負人は、契約書第8条第1項に基づく社会保険等の届出をしていること。                      ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。                      2. [略]</p> <p><b>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</b>                      1. 受注者は、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。                      [削除]                      2. ～4. [略]</p> <p><b>1-1-15 ～ 1-1-16 [略]</b></p> <p><b>1-1-17 工事の一時中止</b>                      1. 発注者は、契約書第21条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。                      (1) 契約書第17条に規定する工事用地が確保されない場合                      (2)～(6) [略]                      2. ～3. [略]</p> <p><b>1-1-18 [略]</b></p>	<p><b>1-1-9 現場技術業務における現場代理人</b>                      受注者は、設計図書で公団等に委託した現場代理人の配置が示された場合には、次によらなければならない。                      (1) 現場代理人等が監督職員に代わり現場で立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類(施工計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。                      ただし、現場代理人は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。                      (2)・(3) [略]</p> <p><b>1-1-10 主任技術者等の資格</b>                      1. 受注者は、契約書第10条第1項に規定する技術者として、当該工事の業種に対応する技術者要件を満たす主任技術者を配置しなければならない。                      2. ～5. [略]</p> <p><b>1-1-10-2 監理技術者</b>                      工事請負契約書第10条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第4項に定められたものを選任しなければならない。なお、監理技術者資格証の写しを添付するものとする。                      (注) 監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち建築工事以外で下請契約の合計が4,000万円以上の工事である。</p> <p><b>1-1-10-3 ～ 1-1-12 [略]</b></p> <p><b>1-1-13 工事の下請負</b>                      1. [略]                      (1)・(2) [略]                      (3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。                      (4) 下請負人は、契約書第7条の2第1項に基づく社会保険等の届出をしていること。                      ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。                      2. [略]</p> <p><b>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</b>                      1. 受注者は、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。  <u>なお、監理技術者、主任技術者(下請負人を含む)及び専任する専門技術者の顔写真を添付するものとする。</u>                      2. ～4. [略]</p> <p><b>1-1-15 ～ 1-1-16 [略]</b></p> <p><b>1-1-17 工事の一時中止</b>                      1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。                      (1) 契約書第16条に規定する工事用地が確保されない場合                      (2)～(6) [略]                      2. ～3. [略]</p> <p><b>1-1-18 [略]</b></p>	

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和2年10月)

(下線の部分は改定部分)

<p>&lt; 改正後 (令和2年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 現 行 (令和元年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 備 考 &gt;</p>
<p><b>1-1-19 工期変更</b></p> <p>1. 契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条、第23条、第24条第1項及び第25条の規定に基づく工事の変更について、当該変更が契約書第25条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとする。(以下「事前協議」という。)</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、契約書第19条第5項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、契約書第20条に基づく工事内容の変更又は契約書第21条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、契約書第23条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、契約書第24条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第25条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>1-1-20 支給材料及び貸与品</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、契約書第16条第1項の規定に基づき、工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料(又は貸与品)請求書を作成し、その使用予定日の前日までに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 契約書第16条第1項に規定する「引渡場所」、「引渡時期」及び「引渡方法」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。引渡し場所からの積込み、荷卸しを含む運搬に係る費用と責任は、受注者の負担とする。なお、引渡終了後、契約書第16条第3項の規定に基づき、支給材料(又は貸与品)受領(又は借用)書を作成し、引渡の日から7日以内に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4. ~5. [略]</p> <p>6. 受注者は、契約書第16条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」について、支給材料(又は貸与品)返還書を監督職員に提出し、指示に従わなければならない。 なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>7. その他については、契約書第16条の規定によるものとする。</p> <p><b>1-1-21 ~ 1-1-23 [略]</b></p> <p><b>1-1-24 工事材料の品質</b></p> <p>1. 契約書第14条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>2. [略]</p> <p><b>1-1-25 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等</b></p> <p>1. ~5. [略]</p> <p>6. 受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項又は第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合であっても、契約書第18条及び第33条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>7. ~9. [略]</p>	<p><b>1-1-19 工期変更</b></p> <p>1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条、第21条、第22条第1項及び第23条の規定に基づく工事の変更について、当該変更が契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとする。(以下「事前協議」という。)</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、契約書第18条第5項に基づき工事内容の変更又は設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、契約書第19条に基づく工事内容の変更又は契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>1-1-20 支給材料及び貸与品</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料(又は貸与品)請求書を作成し、その使用予定日の前日までに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」、「引渡時期」及び「引渡方法」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。引渡し場所からの積込み、荷卸しを含む運搬に係る費用と責任は、受注者の負担とする。なお、引渡終了後、契約書第15条第3項の規定に基づき、支給材料(又は貸与品)受領(又は借用)書を作成し、引渡の日から7日以内に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4. ~5. [略]</p> <p>6. 受注者は、契約書第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」について、支給材料(又は貸与品)返還書を監督職員に提出し、指示に従わなければならない。 なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>7. その他については、契約書第15条の規定によるものとする。</p> <p><b>1-1-21 ~ 1-1-23 [略]</b></p> <p><b>1-1-24 工事材料の品質</b></p> <p>1. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>2. [略]</p> <p><b>1-1-25 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等</b></p> <p>1. ~5. [略]</p> <p>6. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査に合格した場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p> <p>7. ~9. [略]</p>	

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和2年10月)

(下線の部分は改定部分)

<p>&lt; 改正後 (令和2年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 現 行 (令和元年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 備 考 &gt;</p>
<p>1-1-26 ・ 1-1-27 [略]</p> <p><b>1-1-28 工事完成検査</b>                      1. 受注者は、契約書第34条の規定に基づき、完成通知書を監督職員に提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。                      (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。                      (2) 契約書第18条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。                      (3)・(4) [略]                      2. ～5. [略]</p> <p><b>1-1-29 出来高検査</b>                      1. 受注者は、契約書第41条第2項の部分払いの確認請求を行った場合、又は契約書第42条第1項の工事完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。                      2. 受注者は、契約書第41条に基づく部分払いの請求を行う場合、1の検査を受ける前に監督職員の指示により、工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。                      3. ～4. [略]</p> <p>1-1-29-1 ～ 1-1-30 [略]</p> <p><b>1-1-31 部分使用</b>                      受注者は、発注者が契約書第36条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、監督職員による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。</p> <p><b>1-1-32 履行報告</b>                      受注者は、契約書第12条の規定に基づき、契約の履行状況について工事履行報告書により監督職員に報告するものとする。</p> <p>1-1-33 ～ 1-1-38 [略]</p> <p><b>1-1-39 環境対策</b>                      1. ～4. [略]                      5. 排出ガス対策型建設機械                      (1)・(2) [略]  <u>[削る。]</u>                      [中略]                      6. ～8. [略]</p> <p>1-1-40 [略]</p> <p><b>1-1-41 交通安全管理</b>                      1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する場合、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を与えないようにしなければならない。                      なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第30条によって処置するものとする。                      2. ～11. [略]</p> <p><b>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守</b>                      1. [略]                      (1)～(64) [略]                      (65) 産業標準化法 (昭和24年法律第185号)                      (66)～(71) [略]                      2. ～3. [略]</p>	<p>1-1-26 ・ 1-1-27 [略]</p> <p><b>1-1-28 工事完成検査</b>                      1. 受注者は、契約書第32条の規定に基づき、完成通知書を監督職員に提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。                      (1) 設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。                      (2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。                      (3)・(4) [略]                      2. ～5. [略]</p> <p><b>1-1-29 出来高検査</b>                      1. 受注者は、契約書第38条第2項の部分払いの確認請求を行った場合、又は契約書第39条第1項の工事完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。                      2. 受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行う場合、1の検査を受ける前に監督職員の指示により、工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。                      3. ～4. [略]</p> <p>1-1-29-1 ～ 1-1-30 [略]</p> <p><b>1-1-31 部分使用</b>                      受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、監督職員による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。</p> <p><b>1-1-32 履行報告</b>                      受注者は、契約書第11条の規定に基づき、契約の履行状況について工事履行報告書により監督職員に報告するものとする。</p> <p>1-1-33 ～ 1-1-38 [略]</p> <p><b>1-1-39 環境対策</b>                      1. ～4. [略]                      5. 排出ガス対策型建設機械                      (1)・(2) [略]  <u>(3) 受注者は、(1)又は(2)の規定により使用する建設機械の写真を撮影し、工事完了までに、これを監督職員へ提出しなければならない。</u>                      [中略]                      6. ～8. [略]</p> <p>1-1-40 [略]</p> <p><b>1-1-41 交通安全管理</b>                      1. 受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する場合、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を与えないようにしなければならない。                      なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。                      2. ～11. [略]</p> <p><b>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守</b>                      1. [略]                      (1)～(64) [略]                      (65) 工業標準化法 (昭和24年法律第185号)                      (66)～(71) [略]                      2. ～3. [略]</p>	

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和2年10月)

(下線の部分は改定部分)

<p>&lt; 改正後 (令和2年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 現 行 (令和元年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 備 考 &gt;</p>
<p>1-1-43 ~ 1-1-45 [略]</p> <p>1-1-46 提出書類</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 契約書第10条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。</p> <p>1-1-47 [略]</p> <p>1-1-48 不可抗力による損害</p> <p>1. 契約書第31条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>2. 契約書第31条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1-1-34工事中の安全管理及び契約書第28条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p>1-1-49 ~ 1-1-53 [略]</p> <p>第2章 材 料 [略]</p>	<p>1-1-43 ~ 1-1-45 [略]</p> <p>1-1-46 提出書類</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。</p> <p>1-1-47 [略]</p> <p>1-1-48 不可抗力による損害</p> <p>1. 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>2. 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1-1-34工事中の安全管理及び契約書第26条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p>1-1-49 ~ 1-1-53 [略]</p> <p>第2章 材 料 [略]</p>	

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和2年10月)

(下線の部分は改定部分)

<p>&lt; 改正後 (令和2年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 現 行 (令和元年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 備 考 &gt;</p>
<p><b>第3章 施工共通事項</b>  <b>第1節 ~ 第6節 [略]</b></p> <p><b>第7節 コンクリート</b>  <b>3-7-1 [略]</b></p> <p><b>3-7-2 レディーミクストコンクリート</b></p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、<u>産</u>業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>2. 受注者は、<u>産</u>業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で製造され、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までには監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、<u>産</u>業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）でない工場<del>で製造したレディーミクストコンクリート及び本条1.に規定する工場であっても</del> JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び本章「3-7-3 配合」及び「3-7-4 材料の計量」の規定によるとともに、配合に臨場し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。</p> <p>5. ~6. [略]</p> <p><b>3-7-3 ~ 3-7-14 [略]</b></p> <p><b>第8節 型枠及び支保工</b></p> <p><b>3-8-1 [略]</b></p> <p><b>3-8-2 型 枠</b></p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。          なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面に残してはならない。</p> <p><u>4. 受注者は、型枠穴の補修に当たり、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で埋める鋼材腐食防止対策を講ずるものとし、特に水密性を要する構造物では弱点とならないように入念に施工を行う。その内容は施工計画書に記載しなければならない。</u></p> <p>5. 受注者は、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとする。</p> <p><b>3-8-3 [略]</b></p> <p><b>第9節 ~ 第21節 [略]</b></p>	<p><b>第3章 施工共通事項</b>  <b>第1節 ~ 第6節 [略]</b></p> <p><b>第7節 コンクリート</b>  <b>3-7-1 [略]</b></p> <p><b>3-7-2 レディーミクストコンクリート</b></p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、<u>工</u>業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>2. 受注者は、<u>工</u>業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で製造され、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までには監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、<u>工</u>業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）でない工場<del>で製造したレディーミクストコンクリート及び本条1.に規定する工場であっても</del> JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び本章「3-7-3 配合」及び「3-7-4 材料の計量」の規定によるとともに、配合に臨場し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。</p> <p>5. ~6. [略]</p> <p><b>3-7-3 ~ 3-7-14 [略]</b></p> <p><b>第8節 型枠及び支保工</b></p> <p><b>3-8-1 [略]</b></p> <p><b>3-8-2 型 枠</b></p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。          なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面（<u>コンクリート表面から2.5cmの間にあるボルト、棒鋼等を含む</u>）に残してはならない。  <u>[新設]</u></p> <p>4. 受注者は、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとする。</p> <p><b>3-8-3 [略]</b></p> <p><b>第9節 ~ 第21節 [略]</b></p>	

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和2年10月)

(下線の部分は改定部分)

< 改正後 (令和2年10月) >	< 現 行 (令和元年10月) >	< 備 考 >																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>第2編 工事別編 第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 農道工事</p> <p>第1節 ~ 第13節 [略]</p> <p>第14節 付帯施設工 3-14-1・3-14-2 [略]</p> <p>3-14-3 標識工</p> <p>1. [略] 2. 材料 (1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。 1) ~ 3) [略] 4) 反射シート [中略]</p> <p style="text-align: center;">表 3-14-1 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">封入レンズ型</td> <td rowspan="3">12´ (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td><u>10</u></td> <td><u>7.0</u></td> <td><u>2.0</u></td> <td><u>0.5</u></td> <td><u>1.5</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20´ (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td><u>9.0</u></td> <td><u>6.0</u></td> <td><u>1.8</u></td> <td><u>0.4</u></td> <td><u>1.2</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td><u>1.5</u></td> <td><u>1.0</u></td> <td><u>0.3</u></td> <td><u>0.06</u></td> <td><u>0.2</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="9">カプセルレンズ型</td> <td rowspan="3">12´ (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td><u>110</u></td> <td><u>70</u></td> <td><u>16</u></td> <td><u>8.0</u></td> <td><u>16</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20´ (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>[略]</td> <td><u>57</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td><u>95</u></td> <td><u>54</u></td> <td><u>13</u></td> <td><u>7.0</u></td> <td><u>11</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>40°</td> <td><u>1.5</u></td> <td><u>1.0</u></td> <td><u>0.3</u></td> <td><u>0.06</u></td> <td><u>0.2</u></td> </tr> </tbody> </table>		観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	封入レンズ型	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	40°	<u>10</u>	<u>7.0</u>	<u>2.0</u>	<u>0.5</u>	<u>1.5</u>	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	40°	<u>9.0</u>	<u>6.0</u>	<u>1.8</u>	<u>0.4</u>	<u>1.2</u>	2°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	40°	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>	<u>0.3</u>	<u>0.06</u>	<u>0.2</u>	カプセルレンズ型	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	40°	<u>110</u>	<u>70</u>	<u>16</u>	<u>8.0</u>	<u>16</u>	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30°	[略]	<u>57</u>	[略]	[略]	[略]	40°	<u>95</u>	<u>54</u>	<u>13</u>	<u>7.0</u>	<u>11</u>	2°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	40°	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>	<u>0.3</u>	<u>0.06</u>	<u>0.2</u>	<p>第2編 工事別編 第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 農道工事</p> <p>第1節 ~ 第13節 [略]</p> <p>第14節 付帯施設工 3-14-1・3-14-2 [略]</p> <p>3-14-3 標識工</p> <p>1. [略] 2. 材料 (1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。 1) ~ 3) [略] 4) 反射シート [中略]</p> <p style="text-align: center;">表 3-14-1 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>観測角°</th> <th>入射角°</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">封入レンズ型</td> <td rowspan="3">12´ (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20´ (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="9">カプセルレンズ型</td> <td rowspan="3">12´ (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20´ (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>[略]</td> <td><u>67</u></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> <td><u>[新設]</u></td> </tr> </tbody> </table>		観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	封入レンズ型	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>40°</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>40°</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	2°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>40°</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	カプセルレンズ型	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>40°</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30°	[略]	<u>67</u>	[略]	[略]	[略]	<u>40°</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	2°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>40°</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																																																																																			
封入レンズ型	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		40°	<u>10</u>	<u>7.0</u>	<u>2.0</u>	<u>0.5</u>	<u>1.5</u>																																																																																																																																																																																																																																																			
	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		40°	<u>9.0</u>	<u>6.0</u>	<u>1.8</u>	<u>0.4</u>	<u>1.2</u>																																																																																																																																																																																																																																																			
	2°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		40°	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>	<u>0.3</u>	<u>0.06</u>	<u>0.2</u>																																																																																																																																																																																																																																																			
カプセルレンズ型	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		40°	<u>110</u>	<u>70</u>	<u>16</u>	<u>8.0</u>	<u>16</u>																																																																																																																																																																																																																																																			
	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		30°	[略]	<u>57</u>	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		40°	<u>95</u>	<u>54</u>	<u>13</u>	<u>7.0</u>	<u>11</u>																																																																																																																																																																																																																																																			
	2°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		40°	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>	<u>0.3</u>	<u>0.06</u>	<u>0.2</u>																																																																																																																																																																																																																																																			
	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																																																																																			
封入レンズ型	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		<u>40°</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>																																																																																																																																																																																																																																																			
	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		<u>40°</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>																																																																																																																																																																																																																																																			
	2°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		<u>40°</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>																																																																																																																																																																																																																																																			
カプセルレンズ型	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		<u>40°</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>																																																																																																																																																																																																																																																			
	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		30°	[略]	<u>67</u>	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		<u>40°</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>																																																																																																																																																																																																																																																			
	2°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																																			
		<u>40°</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>																																																																																																																																																																																																																																																			

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和2年10月)

(下線の部分は改定部分)

< 改正後 (令和2年10月) >								< 現行 (令和元年10月) >								< 備考 >
(旧) 広角プリズム型	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	30´ (0.5°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30´ (0.5°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	1°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
封入プリズム型	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	30´ (0.5°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30´ (0.5°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	1°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
カプセルプリズム型	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	30´ (0.5°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30´ (0.5°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	1°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
広角プリズム型	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	12´ (0.2°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	20´ (0.33°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	30´ (0.5°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	30´ (0.5°)	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
	1°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1°	5°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		30°	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		

注) [略]  
(2)・(3) [略]

注) [略]  
(2)・(3) [略]

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和2年10月)

(下線の部分は改定部分)

<p>&lt; 改正後 (令和2年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 現 行 (令和元年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 備 考 &gt;</p>
<p>3. 標識工                      (1) [略]                      1)・2) [略]                      3) 受注者は、標識板基板表面を<u>サンドペーパーや機械的方法により</u>研磨(サウンディング処理)シラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性<u>界面活性剤</u>)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。                      4) [略]                      5) 受注者は、重ね貼り方式又はスクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けをしなければならない。  <u>印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。</u>                      6)・7) [略]                      8) 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、<u>10mm以上</u>重ね合わせなければならない。                      9)・10) [略]                      11) 受注者は、設計図書に示すとおり標識板に取付け金具及び補強金具(補強リブ)すべてを工場でスポット溶接により取付けなければならない。                      なお、標識板の表面にヒズミがでないように溶接しなければならない。  <u>アルミニウム合金材の溶接作業は(一般社団法人)軽金属溶接協会規格 LWSP 7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一般社団法人)日本溶接協会規格 WES7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。</u>                      12)～16) [略]                      17) 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HD Z 55) 550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HD Z 45) 450g/m<sup>2</sup>以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HD Z 35) 350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とするものとする。                      18)～21) [略]                      (2)・(3) [略]</p> <p>3-14-4・3-14-7 [略]</p> <p>第4章 ～ 第13章 [略]</p> <p>第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 ～ 第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工                      14-9-1 [略]</p> <p>14-9-2 プレテンション桁購入工                      1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合、<u>産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(J I Sマーク表示認証製品を3. 標識工製造している工場)において制作したものを用いなければならない。</u>                      2. ～3. [略]</p> <p>14-9-3 ～ 14-9-12 [略]</p> <p>第15章 ～ 第20章 [略]</p>	<p>3. 標識工                      (1) [略]                      1)・2) [略]                      3) 受注者は、標識板基板表面を機械的に研磨(サウンディング処理)シラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性<u>処理液</u>)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。                      4) [略]                      5) 受注者は、重ね貼り方式又はスクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けをしなければならない。                      6)・7) [略]                      8) 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、<u>5～10mm程度</u>重ね合わせなければならない。                      9)・10) [略]                      11) 受注者は、設計図書に示すとおり標識板に取付け金具及び補強金具(補強リブ)すべてを工場でスポット溶接により取付けなければならない。                      なお、標識板の表面にヒズミがでないように溶接しなければならない。                      12)～16) [略]                      17) 受注者は、支柱用鋼管及び取付<u>け</u>鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を J I S H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HD Z 55) 550g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HD Z 45) 450g/m<sup>2</sup>以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HD Z 35) 350g/m<sup>2</sup> (片面の付着量) 以上とするものとする。                      18)～21) [略]                      (2)・(3) [略]</p> <p>3-14-4・3-14-7 [略]</p> <p>第4章 ～ 第13章 [略]</p> <p>第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 ～ 第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工                      14-9-1 [略]</p> <p>14-9-2 プレテンション桁購入工                      1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合、<u>改正工業標準化法(平成16年6月)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(J I Sマーク表示認証製品を製造している工場)において制作したものを用いなければならない。</u>                      2. ～3. [略]</p> <p>14-9-3 ～ 14-9-12 [略]</p> <p>第15章 ～ 第20章 [略]</p>	

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和2年10月)

(下線の部分は改定部分)

<p>&lt; 改正後 (令和2年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 現 行 (令和元年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 備 考 &gt;</p>
<p>宮城県農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式</p> <p>目次</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宮城県農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>工事履行報告書 . . . . . <u>202</u></p> <p>事故の第一報、続報 . . . . . <u>203</u></p> <p>事故報告書 . . . . . <u>204</u></p> <p>工事打合せ簿 . . . . . <u>205</u></p> <p>段階確認書・立会願 . . . . . <u>206</u></p> <p>施工体制台帳 . . . . . <u>207</u></p> <p>再下請負通知書 . . . . . <u>209</u></p> <p>施工体系図 . . . . . <u>211</u></p> <p>再生資源化等報告書 . . . . . <u>212</u></p> <p>再生資源利用計画書(実施書)</p> <p style="padding-left: 20px;">－ 建設資材搬入工事用 － . . . . . <u>214</u></p> <p>再生資源利用促進計画書(実施書)</p> <p style="padding-left: 20px;">－ 建設副産物搬出工事用 － . . . . . <u>215</u></p> <p>ダンプトラック等管理表 . . . . . <u>216</u></p> <p>建設発生土搬出量等管理表 . . . . . <u>217</u></p> <p>高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況 . . . <u>218</u></p> <p>木材利用実績報告書 . . . . . <u>220</u></p> </div>	<p>宮城県農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式</p> <p>目次</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">宮城県農業土木工事共通仕様書に基づく提出様式</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>工事履行報告書 . . . . . <u>201</u></p> <p>事故の第一報、続報 . . . . . <u>202</u></p> <p>事故報告書 . . . . . <u>203</u></p> <p>工事打合せ簿 . . . . . <u>204</u></p> <p>段階確認書・立会願 . . . . . <u>205</u></p> <p>施工体制台帳 . . . . . <u>206</u></p> <p>再下請負通知書 . . . . . <u>208</u></p> <p>施工体系図 . . . . . <u>210</u></p> <p><u>施工体制台帳 (顔写真)</u> . . . . . <u>211</u></p> <p>再生資源化等報告書 . . . . . <u>212</u></p> <p>再生資源利用計画書(実施書)</p> <p style="padding-left: 20px;">－ 建設資材搬入工事用 － . . . . . <u>214</u></p> <p>再生資源利用促進計画書(実施書)</p> <p style="padding-left: 20px;">－ 建設副産物搬出工事用 － . . . . . <u>215</u></p> <p>ダンプトラック等管理表 . . . . . <u>216</u></p> <p>建設発生土搬出量等管理表 . . . . . <u>217</u></p> <p>高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況 . . . <u>218</u></p> <p>木材利用実績報告書 . . . . . <u>220</u></p> </div>	

< 改正後 (令和2年10月) >

< 現 行 (令和元年10月) >

< 備 考 >

段階確認書・立会願

段階確認書・立会願

段階確認書・立会願	
年 月 日	
工事番号:	_____
工事名:	_____
下記の確認・立会をお願いします。(農業土木工事第1編1-1-25)	
記	
工 種	_____
場 所	_____
内 容	_____
希望時期	年 月 日 時頃
記 事	_____
現場代理人	主任(監理)技術者

段階確認書・立会願	
平成 年 月 日	
工事番号:	_____
工事名:	_____
下記の確認・立会をお願いします。(農業土木工事第1編1-1-25)	
記	
工 種	_____
場 所	_____
内 容	_____
希望時期	平成 年 月 日 時頃
記 事	_____
現場代理人	主任(監理)技術者

段階確認書結果・立会結果

段階確認書結果・立会結果

確認・立会者	印
実 施 日	月 日
現地・机上の別 (段階時のみ)	<input type="checkbox"/> 現地 ・ <input type="checkbox"/> 机上
合 否 の 別 (段階時のみ)	<input type="checkbox"/> 合格 ・ <input type="checkbox"/> 不合格
記 事	_____

確認・立会者	印
実 施 日	月 日
現地・机上の別 (段階時のみ)	<input type="checkbox"/> 現地 ・ <input type="checkbox"/> 机上
合 否 の 別 (段階時のみ)	<input type="checkbox"/> 合格 ・ <input type="checkbox"/> 不合格
記 事	_____

- 注 1) 様式のタイトル等について該当していない箇所を消す必要はない。  
 2) 「現地・机上の別」、「合否の別」の欄は段階確認の場合について使用する。  
 3) 結果の記事欄には、段階確認時の合否の理由や立会時の課題点等を記載する。  
 4) 添付資料は確認箇所の「出来型管理図表」のみを原則とし、立会状況写真、詳細写真等は添付の必要はない。

- 注 1) 様式のタイトル等について該当していない箇所を消す必要はない。  
 2) 「現地・机上の別」、「合否の別」の欄は段階確認の場合について使用する。  
 3) 結果の記事欄には、段階確認時の合否の理由や立会時の課題点等を記載する。  
 4) 添付資料は確認箇所の「出来型管理図表」のみを原則とし、立会状況写真、詳細写真等は添付の必要はない。

主任監督員	監督員

主任監督員	監督員

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和2年10月)

(下線の部分は改定部分)

<p>&lt; 改正後 (令和2年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 現 行 (令和元年10月) &gt;</p>	<p>&lt; 備 考 &gt;</p>
<p>施工体制台帳 (顔写真)</p> <p>[削る。]</p>	<p>施工体制台帳 (顔写真)</p> <div style="text-align: center;"> <p>施工体制台帳様式 (工事担当技術者)</p> <p>工事担当技術者台帳 (作成例)</p> </div> <p><b>【注意事項】</b>                  ※添付する写真は、                  縦 3cm                  横 2.5cm                  程度の大きさとし、                  顔が判別できるものとする。                  ※番号は、施工体系図の番号                  とする。                  ※本様式は、2部作成し、1部                  保管し、1部提出する。                  ただし、カラーコピーもしく                  はデジタルカメラ写真を印刷                  したものを提出してもよい。</p>	<p>&lt; 備 考 &gt;</p>

宮城県農業土木工事共通仕様書 一部改定新旧対照表 (令和2年10月)

(下線の部分は改定部分)

< 改正後 (令和2年10月) >	< 現 行 (令和元年10月) >	< 備 考 >																																														
<p>再生資源化等報告書</p> <p style="text-align: center;"><b>再資源化等報告書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>_____ 殿</p> <p>氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____</p> <p>(郵便番号 _____) 電話番号 _____</p> <p>住所 _____</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 工事の名称 _____</p> <p>2. 工事の場所 _____</p> <p>3. 再資源化等が完了した年月日 _____ 年 月 日</p> <p>4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (書ききれない場合は別紙に記載)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th style="width:45%;">施設の名称</th> <th style="width:30%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円(税込み)</p> <p>(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など</p> <p><input type="checkbox"/> 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)</p> <p>(記事欄)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">総括監督員</th> <th style="width:25%;">主任監督員</th> <th style="width:25%;">監督員</th> <th style="width:25%;"> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地													総括監督員	主任監督員	監督員						<p>再生資源化等報告書</p> <p style="text-align: center;"><b>再資源化等報告書</b></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>_____ 殿</p> <p>氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____</p> <p>(郵便番号 _____) 電話番号 _____</p> <p>住所 _____</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 工事の名称 _____</p> <p>2. 工事の場所 _____</p> <p>3. 再資源化等が完了した年月日 _____ 平成 年 月 日</p> <p>4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (書ききれない場合は別紙に記載)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th style="width:45%;">施設の名称</th> <th style="width:30%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円(税込み)</p> <p>(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など</p> <p><input type="checkbox"/> 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)</p> <p>(記事欄)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">総括監督員</th> <th style="width:25%;">主任監督員</th> <th style="width:25%;">監督員</th> <th style="width:25%;"> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地													総括監督員	主任監督員	監督員						<p> </p>
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																														
総括監督員	主任監督員	監督員																																														
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																														
総括監督員	主任監督員	監督員																																														